# 「福知山公立大学版新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドライン」 令和2年9月16日 福知山公立大学

本学では、2020年度後学期以降、感染拡大の予防に最大限配慮しながら、遠隔授業と併用して、演習・実習・一部の講義で対面授業を9月28日(月)から再開します。また、9月23日(水)から後学期オリエンテーションを対面にて実施します。

以下のガイドラインに基づき、9月23日(水)から開始される後学期オリエンテーション及び後学期対面授業の一部再開による感染拡大を予防します。

なお、このガイドラインは、今後の感染拡大状況の変化や政府及び京都府の方針等によ り改定することがありますので、ご注意ください。

引き続き、ご理解、ご協力いただきますようお願いします。

#### 1. 基本事項

- 1) 本学キャンパス入構者(学外者を含む)に対しては、通学時及びキャンパス滞在時にマスクの着用を原則義務付けます(食事や運動等でマスクを着用できない場合を除く)。
- 2) 学生及び教職員は、入構前に必ず検温を行い、発熱がある場合や倦怠感を感じる場合、 咳等が続く場合には、自宅待機とし入構を控えるようにしてください。
- 3) 学外者に対しては、不要不急のキャンパス入構を控えるようご協力を求めるとともに、 発熱や咳等の症状がある場合や体調がすぐれない場合には、入構禁止といたします。
- 4) 学生及び教職員はじめキャンパス入構者には万が一のために、各自で学内での行動記録を取るようにお願いします。それとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)もしくは京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」のインストールにご協力をお願いします。
- 5) 検温や入退室記録を求める施設や実習室、研究室がある場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。
- 6) 学内においては、厚生労働省ホームページに掲載の<u>「新しい生活様式」</u>の積極的な実践 と自身の健康管理に留意し、身体的距離を確保する、食事の際に会話を控える、お手拭き や拭き布等を持参する等、各自において感染予防のための取り組みを求めます。
- 7) 感染への不安や基礎疾患・持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生については、対面授業科目を遠隔で受講することを認めるなど合理的な配慮を行います。
- 8) 外国人留学生や研究者の受入れ、外国への留学や出張においては、「<u>外務省海外安全ホームページ</u>」等、政府等が発信する最新情報を把握し、実施の適否を判断します。また、日本への帰国・入国においては、政府によるいわゆる水際対策に沿って適切に対応します。
- 9) 各施設の入口全てに消毒液を配置しますので、各自で手や指の消毒を行ってください。

- 10) 各施設においては清掃業者が、研究室については該当教員が、一日一回、ドアノブ等の 拭き掃除に取り組みます。
- 11) 各部屋の利用者は、扉の開放、窓の常時又は一定の時間間隔での開放に努め、換気を行ってください。扉の開放が利用用途に支障をきたす場合は、一定の時間間隔で扉を開放して換気を行ってください。天気や利用用途により常時窓を開放することが困難な場合は、可能な程度での窓の開放や、換気装置の作動により換気量の確保に努めてください。
- 12) メディアセンター・まちかどキャンパス等、施設単位で感染拡大予防のための運用基準 が設けられている場合には、本ガイドラインのほか、各運用基準に従ってそれぞれの施設 を利用してください。
- 13) 新型コロナウイルス感染症に感染した学生、濃厚接触者となった学生、PCR 検査を受診 した学生については、一つでも該当する場合は、大学(学生係)までご連絡ください。

## 2. 授業運営等

- 1) 2020 年度後学期は、いわゆる三密の回避に配慮して感染拡大予防に努めるため、演習・ 実習及び一部の講義科目は対面授業で、その他の講義科目は遠隔授業で実施されます。
- 2) 対面授業では、距離を保つために、使用できる席を指定しますので、指示に従って利用してください。
- 3) 非接触体温計を1号館事務局、3号館事務室、メディアセンター窓口等に配備し、必要に応じて検温できる態勢を講じます。
- 4) 学外での実習、フィールドワーク等を行う場合には、利用施設等が定める感染予防マニュアル等に従って実施してください。また、グループで活動する場合には、少人数で編成する等の工夫を講じるとともに、公共交通機関を利用して移動する場合には可能な限り混雑する時間帯を避けて移動する等、感染拡大の予防に努めてください。
- 5) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い対面授業の継続が難しい場合は、全ての授業科目を遠隔授業に切り替える場合があります。
- 3. 施設・設備(学習施設、実験施設、運動施設、その他諸施設)の利用について
- 1) 各施設においては、必要に応じて混雑時の入館・入室制限を行うことがあります。
- 2) メディアセンターにおける座席は、アクリル板などを設け、座席の間隔を空けるようにします。
- 3) メディアセンターでの貸出手続きや事務局での受付等における順番待ちの場合には、フロアマーカー等により人と人との間隔を空けるようにします。また、利用者と対面で応対する場合、原則としてアクリル板により遮蔽します。
- 4) 複数人で共用する器具等は、利用者において使用前に適宜拭き掃除を行うようにしてください。

- 4. 食堂の利用
- 1) 座席数を減らして館内利用者数を制限します。
- 2) 入口に消毒液を配置しますので、入店時には各自で手や指の消毒を行ってください。
- 3) 食堂の入口と出口を分けて動線を固定します。
- 4) 順番に並ぶ場合は、フロアマーカー等により人と人との間隔を空けるようにします。
- 5) 従業員と利用者の間は、ビニールシート等により遮蔽します。
- 6) 座席は、対面着席や隣席への着席とならないよう間隔を空け、テーブル上に飛沫防止の透明ボードを設置します。
- 7) 利用者は、大声での会話は控えるとともに、食事等が終了次第速やかに退店し、滞留時間を短くするようお願いします。
- 8) 従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認する等、衛生面や健康面の管理を徹底します。
- 9) 館内での混雑を避けるため提供する食事以外に、食品販売(弁当・パン等)を行います。

#### 5. 課外活動の実施

1)公認サークル・公認学生団体及び学生プロジェクト等(以下「団体」という。)が、学生のみで課外活動を行う場合、学内・学外、屋内・屋外を問わず、必ず活動計画の届出を事前に行い、承認を受けてください。届出のない団体は、活動を認めません。(団体顧問、指導教員が立ち会う場合は、この限りではありません。また、オンラインのみの活動も対象外とします。)

届出の方法は、別途、お知らせします。

- 2) 団体は、構成員の日常的な健康管理及び観察に努め、発熱、倦怠感、軽度であっても咳や咽・頭痛等の体調不良者及び海外から入国後2週間以内の者は、課外活動に参加させないでください。
- 3) 団体の活動については、学生委員会・教務委員会において、それぞれの活動の特性に応じた感染拡大予防に関する取り扱いを別途通知し、活動を制限することがあります。
- 4) 団体が本学施設を使用して活動を行う場合、本ガイドライン及び別途定める感染症予防マニュアルに従ってください。
- 5) 団体は、学外施設を使用して活動を行う場合、利用施設や主催団体等が定める感染予防マニュアル等に従って行動してください。

### 6. 窓口業務

窓口は平常通り対応しておりますが、感染リスク回避のため、事務取扱時間は、京都府や近畿圏の感染拡大状況を勘案しながら適宜変更することがあります。

以上

## 感染拡大防止の徹底について

新型コロナウイルス感染症については、今後の更なる流行も考えられますので、一人ひとりが感染拡大防止の徹底を心がけるようにしてください。

また、今後の状況によりガイドラインや本学の方針が変更される場合は、ポータルサイトにて変更のご連絡をいたしますので、必ず確認するようにしてください。

なお、8月31日にポータルサイトでご案内しました「後学期開始に向けての本学の方針」 についても併せてご確認ください。